毎週二回発行月曜日木曜日　定価（消費税込）一箇年　一七、六〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

第三百四十号
令和四年十二月十五日
木曜日

目次

告示

○救急病院等の認定……六四三
○家畜伝染病の発生……六四三
○土地改良区の定款の一部変更の認可……六四三
○道路の区域変更（四件）……六四三
○道路の供用開始（二件）……六四五

公告

○国土調査の成果の認証（三件）……六四五
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……六四六

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……六四六
○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……六四六
○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……六四六

公安委員会

○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……六四七

その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示……六四七

告示

山梨県告示第二百八十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田七百七十三番地

二　認定期限　令和七年十月三十一日

山梨県告示第二百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長崎幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和四年十二月二日

山梨県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年十二月七日二ヶ堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長崎幸太郎

山梨県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和五年一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　三百号

三　道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南巨摩郡身延町中之倉字滝脇一四九八番二地先から南巨摩郡身延町中之倉字川平官有無番地先まで	旧	六・〇～四八・一	一七二〇・〇
	新	八・二～五六・三	一七二〇・〇

山梨県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長崎　幸太郎

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　三百五十八号
三　道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南都留郡富士河口湖町精進字麦有五八八番五八地先から南都留郡富士河口湖町精進字麦有五八八番五八地先まで	旧	九・九～三八・八	一七四・一
	新	九・九～四二・五	一七四・一

山梨県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長崎　幸太郎

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　三百五十八号
三　道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南都留郡富士河口湖町精進字海大和田五八八番九七地先から南都留郡富士河口湖町精進字海大和田五八八番九八地先まで	旧	一八・一～六九・一	二四七・三
	新	一八・一～六九・一	二四七・三

山梨県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和五年一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長崎　幸太郎

一　道路の種類　県道
二　路線名　上野原丹波山線
三　道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）

上野原市西原字牛替六七六八番一地先から 上野原市西原字牛替六七七一番一地先まで	旧	一一・二～二三・八	一三〇・六
	新	一一・二～三一・三	一三〇・六

山梨県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和五年一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	三百号	南巨摩郡身延町中之倉字滝脇一五一三番二地先から 南巨摩郡身延町中之倉字川平官有無番地先まで	一七八〇・〇	令和四年十二月十八日

山梨県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和五年一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	百三十九号	北都留郡小菅村字井戸入一七五二番一地先から 北都留郡小菅村字井戸入一七五二番二地先まで	四八・七	令和四年十二月十五日

公　告

◎　国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　調査を行った者の名称　甲府市

二　調査を行った時期　令和二年五月二十六日から令和四年三月三十一日まで

三　成果の名称　地籍図及び地籍簿

四　調査を行った地域　甲府市平瀬町、上積翠寺町及び下積翠寺町の各一部

五　認証年月日　令和四年十二月一日

◎　国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　調査を行った者の名称　甲斐市

二　調査を行った時期　令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三　成果の名称　地籍図及び地籍簿

四　調査を行った地域　甲斐市大字吉沢の一部

五　認証年月日　令和四年十二月二日

◎　国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　調査を行った者の名称　身延町
二　調査を行った時期　平成二十年五月八日から平成二十二年三月三十一日まで
三　成果の名称　地籍図及び地籍簿
四　調査を行った地域　南巨摩郡身延町大字身延の一部
五　認証年月日　令和四年十二月二日

◉開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和四年十二月十五日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　開発区域（工区）に含まれる地域の名称　笛吹市御坂町成田字琵琶塚二千三百三十五番一、二千三百三十五番二の一部、二千三百三十五番三、二千三百七十番、二千三百七十番二、二千三百七十三番及び二千三百七十三番二、字欠田二千三百七十六番一から二千三百七十六番四まで、二千三百七十七番一から二千三百七十七番四まで、二千三百八十九番二、二千三百九十一番二、二千三百九十二番二、二千四百一番三、二千四百一番四の一部、二千四百二番一、二千四百二番三の一部、二千四百三番一、二千四百三番二、二千四百二十一番一、二千四百二十七番、二千四百二十七番二、二千四百二十八番、二千四百二十八番二及び二千四百二十九番一から二千四百二十九番四まで並びに字角田上割二千四百九十六番一、二千四百九十六番三、二千四百九十八番一、二千四百九十八番三、二千四百九十八番四、二千五百一番一から二千五百一番五まで、二千五百二番、二千五百五番、二千五百七番一、二千五百七番三、二千五百七番四、道及び水の区域
二　公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路　水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名　甲府市酒折一丁目二番十号　山梨日野自動車株式会社　代表取締役社長　飯室　允敬

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年十二月十五日

山梨県選挙管理委員会
委員長　小宮山　博

一三、六八四

山梨県選挙管理委員会告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年十二月十五日

山梨県選挙管理委員会
委員長　小宮山　博

一八〇、七〇〇

山梨県選挙管理委員会告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであ

る。

令和四年十二月十五日

山梨県選挙管理委員会
委員長　小宮山　博

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一四、〇四二
中巨摩郡	五、四四八
南都留郡	一二、九三七
甲府市	五一、五九三
富士吉田市	一三、四四六
都留市・西桂町	九、四八九
山梨市	九、五九七
大月市	六、六五三
韮崎市	八、〇九五
南アルプス市	一九、七四六
北杜市	一三、三五七
甲斐市	二〇、九三三
笛吹市	一九、〇二一
上野原市・北都留郡	六、八五四
甲州市	八、六九一
中央市	八、一六八

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月十五日

山梨県公安委員会
委員長　武田信彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

本則（第十九条の二第二項を除く。）中「自動車検査証」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

附　則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、レイクトラウトの取扱いを次のとおり指示する。

令和四年十二月十五日

山梨県内水面漁場管理委員会
会長　宮崎淳一

一　指示の内容

1　移植の禁止　山梨県内において、レイクトラウト（卵を含む。以下同じ。）を移植してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するために移植する場合は、この限りでない。

2　持出しの禁止　山梨県内において、レイクトラウトを採捕した者は、採捕したレイクトラウトを生きたままその場から持ち出してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するためにする場合は、この限りでない。

3　再放流の禁止　山梨県内においてレイクトラウトを採捕した者は、当該魚種を採捕した河川湖沼にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

二　指示の区域　山梨県内の公共用水面

三　指示の期間　令和四年十二月十五日から令和五年十二月十四日まで

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番